

# 船舶事故調査報告書

令和6年7月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年6月16日 06時30分ごろ
発生場所	北海道遠別町遠別漁港西方沖 金比羅岬灯台から真方位353° 9.6海里（M）付近 （概位 北緯44° 43.3′ 東経141° 44.6′）
事故の概要	漁船第三十八大徳丸 <sup>だいとくまる</sup> は、操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八大徳丸、11トン HK2-23986（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船リース 17.10m（Lr）×4.26m×1.27m、FRP ディーゼル機関、569kW、令和4年6月25日
乗組員等に関する情報	船長 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月3日 免許証交付日 令和3年12月16日 （令和9年4月2日まで有効） 乗組員A（ベトナム社会主義共和国籍） 22歳
死傷者等	軽傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波高約1.5m
事故の経過	本船は、船長及び技能実習生である乗組員Aほか2人が乗り組み、ほたて貝の稚貝揚収作業（以下「稚貝揚収作業」という。）の目的で、令和5年6月16日01時ごろ遠別漁港を出航した。 本船は、遠別漁港西方沖に設置されたほたて貝養殖施設で、稚貝育成用の籠を揚収して一旦遠別漁港に戻り、稚貝を網目の粗い別の籠に入れ替えて再度出航し、同養殖施設の幹綱に同籠を吊るす作業を終え、2回目の稚貝揚収作業を行う目的で、次の養殖施設に移動した。 稚貝揚収作業は、四爪のフック（以下「シバリ」という。）にロー

プ（以下「シバリロープ」という。）を結んだものを海中に投じて幹綱に引っ掛けた後、シバリロープを巻揚げ機（以下「ドラム」という。）で巻き揚げ、幹綱を左舷側船首尾の舷縁2か所に設置されたガイドローラーに渡し掛けて行うものであった。（写真1、2参照）



写真1 左舷船尾部の状況

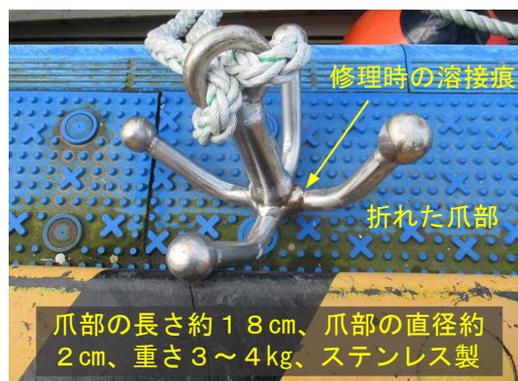


写真2 本事故当時使用していたシバリ

本船は、養殖施設に到着した後、船首を南に向けて機関を中立運転とし、稚貝揚収作業を開始した。

乗組員Aは、保護帽を着用しないまま、左舷船尾付近で配置に就き、他の乗組員が幹綱を船首のガイドローラーに掛けた後、左舷方を向いて海面近くまで浮上した幹綱に向けてシバリを投じて爪部に引っ掛け、舷外に張り出したアームを介してシバリロープをドラムで巻き揚げ始めた。

乗組員Aは、ドラムの操作レバーから手を離してシバリロープを左手で引っ張っていたところ、シバリの爪部が船尾ガイドローラー下方の船体外板に引っ掛かった。（図1～2参照）

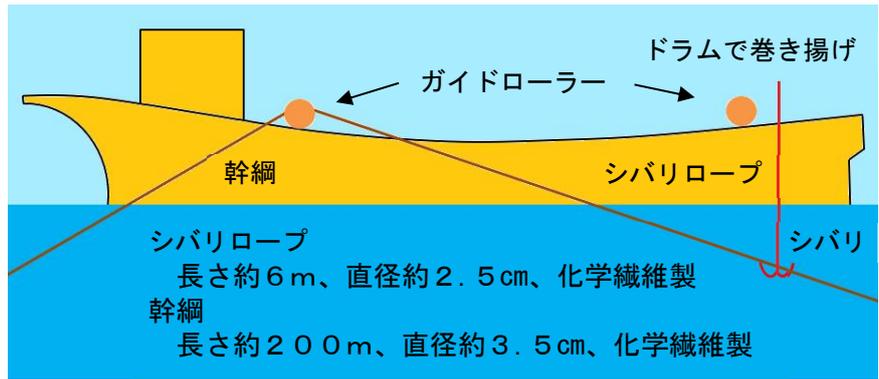


図1 本事故当時の幹綱等の状況（イメージ）



図2 本事故当時の乗組員Aの状況（イメージ）

乗組員Aは、06時30分ごろ、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったことに気付かないままシバリロープの巻揚げを続けていたところ、シバリに負荷が掛かって爪部が折れ、船内方向に飛んだ同爪部が乗組員Aの右側頭部に当たった。

船長は、左舷船首部に立って船尾方を見ていたところ、乗組員Aが負傷したことに気づき、ドラムを止めて幹綱を放し、携帯電話で船長の家族に救急車を要請するよう伝え、急いで遠別漁港に戻った。

乗組員Aは、遠別漁港で待機していた救急車で遠別町の病院に搬送され、右側側頭部挫創、右側側頭部皮下血種及び頭部外傷と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

シバリ及びシバリロープは、本船の新造時に新調されたもので、約1年間使用されていた。

船長は、過去に1～2回シバリの爪部が船体外板に引っ掛かることを経験したが、海面を見ていてその状況に気づき、すぐにシバリロープの巻揚げを中止したので、シバリの爪部が折れたことはなかった。

	<p>乗組員Aは、小柄な上、舷側から離れてシバリロープの巻揚げを行っていたので、シバリの状況を見ることができず、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったことに気付かなかった。</p> <p>乗組員Aは、母国での漁業経験はなかったものの、本事故当時は、本船に乗船して約2年が経過しており、約1年前から船尾でのシバリの投入及びシバリロープの巻揚げを任されるようになった。</p> <p>船長は、乗組員Aに対し、ふだんから漁具の状況に注意を払いながら作業を行うよう指導していた。</p> <p>船長は、本船における漁労作業が、保護帽が必要なほど危険な作業ではないと考え、乗組員に保護帽を着用するよう指導していなかった。</p> <p>船長は、うねりで船体が動揺した影響で、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本事故は、本船が、遠別漁港西方沖において操業中、乗組員Aが、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったことに気付かないままシバリロープの巻揚げを続けたことから、シバリに負荷が掛かって爪部が折れ、船内方向に飛んだ同爪部が右側頭部に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、小柄な上、舷側から離れてシバリロープの巻揚げを行っていたことから、シバリの状況を見ることができず、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったことに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、風力2の南風が吹く状況下、波高約1.5mのうねりの影響によって船体が動揺したことから、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、本事故当時、船長から保護帽を着用するよう指導されていなかったことから、保護帽を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、遠別漁港西方沖において操業中、乗組員Aが、シバリの爪部が船体外板に引っ掛かったことに気付かないままシバリロープの巻揚げを続けたため、シバリに負荷が掛かって爪部が折れ、船内方向に飛んだ同爪部が右側頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、乗組員に保護帽を着用させて作業を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁船の船長は、乗組員に対し、作業中における漁具の損壊等による具体的な危険性を日頃から認識させ、必要な安全装備（保護帽等）の装着を習慣化させるとともに、作業中においては、常時、作業全体に目配りして状況を的確に把握し、乗組員の安全確保に努めること。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図

